

工事請負契約の変更契約の締結について

旧県立藤沢北高等学校解体工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 契約の相手方

藤沢市湘南台三丁目2番地の3

湘南アーキテクチャ株式会社

代表取締役 最上真理子

2 変更の内容

(1) 契約金額

変更前	増額分	変更後
349,650,000円	8,108,100円	357,758,100円

(2) しゅん工期限

変更前	変更後
2013年（平成25年）3月25日	2013年（平成25年）4月26日

提案理由

旧県立藤沢北高等学校解体工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。